

平成29年度第1回公共事業評価専門委員会議事録

平成29年9月8日（金）

ルポールみずほ 2階「ききょう」

司会

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、開会に当たり建設部次長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

佐藤（建設部次長）

おはようございます。ただ今ご紹介いただきました、建設部次長の佐藤でございます。

まずもって委員の皆様には、大変お忙しい中、また、今日朝の早い時間から本会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本県においては、今年7月から8月にかけて三度の豪雨に見舞われ、雄物川をはじめとして県管理河川である芋川、あるいは福部内川など多くの河川で氾濫が発生し、住宅の倒壊や床上、床下浸水などが2,000棟を超えております。また、公共土木施設及び農林水産関係の被害額が約290億円に達しており、大変大きな被害に見舞われている状況でございます。県としましては、来週から公共土木施設を皮切りに、国による災害査定を受けまして、今後復旧工事の速やかな実施に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、最近の新聞によりますと、ここ10年間における時間雨量80mm以上の猛烈な雨が降った割合が、1980年代に比べまして約1.5倍になっているという報道もなされております。こういった自然災害のリスクが高まっている中、県民の安全・安心の確保や、強靱な県土の形成に向けて、社会基盤の整備を一層推進していく必要があると考えております。

さらに、本県においては、急激な人口減少社会にある中においても、交流人口の拡大や産業・観光の基盤となる幹線道路の整備、生産性向上に資する農業生産基盤の整備、あるいは老朽化した施設の改修などについて、必要性や効率性などを十分に踏まえながら、真に必要なものはしっかりと前に進めていくべきと考えております。こうした取組を通じて、雇用の創出や定住の確保、あるいは人口減少の抑制など、地方創生に一定の貢献を果たしていきたいと考えております。

このような方向性を踏まえながら、県としては今回、事業の必要性や緊急性などを評価した上で、農林水産部所管が7件、建設部所管が4件、合わせて11件の新規事業を当委員会に諮問するものでございます。委員の皆様からの忌憚のない意見を頂戴しながら、今後事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

続きまして、昨年度に引き続き会議の議長を務めていただき、委員長の松淵様よりご挨拶を頂戴したく、よろしく願いいたします。

松渕委員長

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま佐藤次長様からお話のありましたとおり、集中豪雨等により災害が頻発する中、県内においても7月、8月に雄物川などの多くの河川が氾濫し、住家の倒壊や浸水被害等が発生したほか、農地の冠水や道路の損壊による交通網の寸断など、県民生活や経済活動に大きな打撃を受けたことは記憶に新しいところでございます。幸い、死者等の人的被害は発生しておりませんが、こうした災害から人命や財産を守るためには、公共事業によるハード整備やソフト対策などの防災・減災対策をより一層の推進することが重要であると考えます。奇しくも、今年が雄物川の改修からちょうど100周年に当たります。そこで過去の履歴を調べてみた結果、雄物川の洪水で人的被害が出たのは昭和30年が最後となっております。こういった雄物川の改修工事が、洪水による人的被害が出るのを未然に防いでいるということも確かだと思えます。

公共事業については、これまで経済対策の側面、フロー効果、これに焦点が当たる傾向にありましたけれども、今後は企業立地や雇用拡大などストック効果、経済効果等に再認識し、効果的なインフラ整備、これを行うことが求められると思えます。

また、農林水産部関係では、来年度の平成30年以降、行政による米の生産数量目標の配分が廃止されることから、産地間の競争が厳しくなることが予想されます。このため、ほ場の大区画化による生産コストの縮減や複合型生産構造への転換などについても、より一層強力に推進していく必要があると考えます。

本委員会は、ご案内のとおり、秋田県の公共事業につきまして様々な観点から議論することとしており、本日は農林水産部と建設部が所管する合計11件の新規事業についてご意見を頂くこととなります。

県では公共事業を展開する上で、本委員会での意見を参考としながら事業の実施に努めることとなっておりますので、こうした機会を非常に貴重なものと考え、秋田県の今後の発展に密接に関係するものと考えますので、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。

委員会の開催に先立ちまして、委員総数10名中、井良沢委員が遅れてご出席ということですが、それを踏まえまして8名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日の委員会は12時終了を目処にしておりますので、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、審議の前に、事務局の方から公共事業新規箇所選定会議の結果等についてご報告させていただきます。

今回は今年最初の委員会ということで、確認の意味も含めまして本委員会の位置づけについても説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、公共事業評価専門委員会の委員会の位置づけと新規事業箇所選定会議の結果

についてご説明いたします。

お手元に配布させていただきました、4枚目の上部に「公共事業評価専門委員会の位置づけについて」と書かれたフロー図の資料をご覧ください。

はじめに、公共事業評価専門委員会ですが、上段にありますとおり、県が行う公共事業評価の客観的かつ厳格な実施、及び評価結果の事業への反映等を目的としまして、県が事前に行いました評価結果について調査・ご審議いただきます。

今回の新規箇所評価ですが、県条例に基づき、新たに行う総事業費が1億円以上の公共事業箇所について、事業の必要性や緊急性・有効性等の観点から評価を行うものです。

県の評価のプロセスにつきましては、今年度、公共事業新規箇所評価の制度の見直しが行われ、これまでは、事業担当課長による1次評価の実施後に総合政策課長による2次評価、併せて財政課長意見を付して知事・両副知事等で構成する新規箇所選定会議において最終評価を決定するという手順で進めておりましたが、評価業務の効率的な実施に向けまして、他県の実施状況等も考慮し、総合政策課長による2次評価及び財政課長意見を今年度より廃止することとして、政策評価委員会にお諮りし、了解をいただきまして、評価実施計画の見直し等を行っております。

今年度8月30日に開催されました選定会議に諮られた案件は計11件で、うち、農林水産部所管事業が7件、建設部所管事業が4件となっており、これらの最終評価結果は、全て「事業の実施が妥当」と評価されております。

本日は、専門的な立場や県民からの視点など、委員の皆様それぞれの立場から幅広いご意見をいただき、その結果について県の対応方針に反映させてまいりたいと思っております。

松淵委員長

ありがとうございました。

それでは、諮問のありました11件の事業につきまして調査・審議を行います。

あらかじめ各委員には資料を送付しておりますので、時間の都合上、県からの説明箇所は、農林水産部が7件のうち2件、それから建設部が4件のうち2件、合計11件のうち4件、これを抽出しての説明とさせていただきたいと思っております。抽出に当たっての概要等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、公共事業評価専門委員会における説明箇所の抽出についてご説明申し上げます。

説明箇所の抽出については、委員会の時間等制約時間を勘案し、11件の諮問箇所のうち、特に説明の必要性が高いと判断した箇所を抽出した上で、事業概要の説明を行い、その後、説明箇所以外も含めた全諮問箇所について併せて質疑応答を行っていただきます。

説明箇所の抽出における基本的な考え方としましては、同一事業に偏ることのないようバランスに配慮することとし、総事業費の高い箇所や特徴的な要素が大きいなど、委員の皆様説明を要すると判断した箇所を抽出することとしております。

なお、県の選定会議において、対応方針が「改善して選定」もしくは「保留」として委員会に諮問された箇所がある場合は、優先的に説明を行うこととしておりますが、今回は

これに該当する箇所はございません。

この後、各課より事業概要の説明をする際には、抽出理由も含めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

松淵委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありましたとおり、委員からの質疑・意見交換は抽出箇所に限定せず、11件全てが対象になります。

それでは、農林水産部所管の7件について審議を行いたいと思います。

農山村振興課の方より説明をお願いします。

伊藤（農山村振興課長）

農山村振興課長の伊藤でございます。

それでは、私の方から農林水産部の所管事業についてご説明させていただきます。

評価対象の事業が綴られた資料をご覧いただきたいと思います。

「農林水産部」とタグのついた資料を一枚おめくりください。抽出箇所の説明の前に、事業の全体の状況について簡単にご説明をさせていただきます。今回は、ほ場整備事業とかんがい排水事業の2種類の事業について評価をお願いしたいと思っております。

まず、ほ場整備事業であります。県内で整備を要する面積「要整備面積」は105,000haとなっております。そのうち28年度までに約88,000ha、要整備面積の83%の整備が済んでおります。ほ場整備事業による効果ですが、大区画による作業効率の向上等はもちろん、担い手の集積に大きく寄与しているほか、県内の法人設立がほ場整備を契機に行われるというケースが大変多くなっております。県内には268の集落型農業法人がありますけれども、このうち7割はほ場整備を契機に設立されたものであります。最近では園芸メガ団地の整備と一緒に進めておまして、これを契機に複合型生産構造への転換が進行するという効果も出ております。

また、今後の要望状況であります。平成30年度から34年度の事業採択要望地区としましては、総面積で5,700ha、年平均にしますと1,140haとなっております。これは過去5年間と比べますと年平均で400ha程度増えているという状況で、非常に要望が増えてきております。

先ほど委員長の方からもお話ありましたように、来年から、生産数量目標の配分が廃止されるほか、米の直接支払交付金が廃止されることや、TPPの関係もありまして、整備した農地でないと担い手に受け取ってもらえないということや、担い手自身も生産効率を上げたり、収益性の高い畑作物に挑戦していくためにはほ場整備が必要だということで、要望が高まってきているものと思います。そうした中で平成30年度の採択要望については、6地区についてご審議をお願いしたいと思っております。

次に、かんがい排水事業であります。かんがい排水事業自体は用水不足を解消するために用水路等を整備したり、あるいは水路の断面が不足して湛水被害が発生しているような排水路を整備するという事業です。現在、県内では、仙北・平鹿管内で国営のかんがい排水事業が進められております。受益面積が3,000haを超えたり、あるいは水路が影響を及

ぼす水田が500ha以上あるというような、大規模で基幹的な水路につきましては国営事業で実施しておりますけれども、それ以下のものについては県で関連事業ということで進度を合わせて整備しております。

今回、平鹿管内で行われております国営事業のうち本年度中に事業が完了する区間があり、その関連事業ということで、来年度、県かんがい排水事業1地区を新規採択としてご審議をお願いします。

事業全体の概要については以上であります。

一枚おめくりいただきますと、管内別の整備状況を参考資料として挙げております。全体を見渡しますと、山本管内、秋田管内、仙北管内がほかに比べて整備率が低いという状況になっております。今回ほ場整備で6地区ご説明させていただきますが、秋田管内と仙北管内でそのうち5地区を占めるという状況になっております。

もう一枚資料をおめくりください。こちらは、今回の7地区の位置図と概要をお示したものです。農地集積加速化基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業につきましては、ごらんのとおり①から⑥までの事業地区についてご審議をお願いしたいと思います。

それから、県営のかんがい排水事業につきましては⑦となります。抽出して説明いたします2地区につきましては、事業が2種類ありますので、1地区は⑦のかんがい排水事業についてご説明いたします。ほ場整備事業については、受益面積が広いこと、事業費が高いこと、それから今、県で力を入れて進めております園芸メガ団地関連ということで、①の金足西部地区についてご説明をさせていただきます。

それでは、農一新01というタグのついた資料をお開きください。こちらは金足西部地区の資料であります。一枚めくると位置図がついております。もう一枚めくりますと、事業の概要をまとめた資料がついております。もう一枚めくりますと、現在の地区の状況写真がついております。もう一枚めくりますと、A3カラーの資料が綴じ込まれております。時間の関係もありますので説明は、このA3カラー資料を使ってご説明させていただきます。

金足西部地区でありますけれども、場所は秋田市の国道7号線の東側で、旧奈良家や県立博物館の裏手に位置しており、受益面積は229.2ha、関係農家が222人という地区であります。地区の現状は写真でご覧のとおりですけれども、区画は10a区画と狭くなっており、水路が用水と排水を兼用とする土水路となっておりまして、非常に維持管理に苦勞しております。また、水はけも悪いために水稻以外の生産に不向きな農地になっています。加えて、農道が大変狭くて、農作業機械や車の行き違いができないという状況にあるほか、この地区の特徴として軟弱田が多数ありまして、大型機械での作業に困難を来しているという状況になっています。

こうした状況の解消のために、事業では地区の約9割を大区画化します。また、水路を用排分離として整備するとともに、暗渠排水や地下かんがいシステムを導入しまして畑地化が可能な水田として整備します。さらに農道を拡幅いたしますとともに、軟弱地盤の解消のために土壤改良を併せて行う計画としておりまして、事業費の総額は64億9,000万円を予定しております。

次に、資料下段の営農計画ですが、現在この地区には法人が一つございますけれども、新たに3つの法人を設立しまして、この法人を含めた地域の担い手に82.3%の農地を集積することとしております。各法人、各地区の取組作目については、そこに記載したとおりで

すけれども、各地の共通の作物として枝豆やネギを作って、団地化を図り、園芸メガ団地を目指すこととしております。また、ここは都市近郊で消費地が近いということも生かしまして、プチヴェールですとか、ほうれん草などの多品目の野菜も生産してまいります。

また近くには、地区の南側に北部カントリーエレベーターというのがありますので、これを利用して大豆についても生産拡大して出荷していく計画としております。こうした取り組みを通じて、2億円の園芸メガ団地化を目指し、生産額を現況の約1.8倍まで増やす計画としております。

地区の概要は先ほど説明したとおりですが、農一新01の5ページをご覧くださいと思います。こちらは評価調書になっております。事業の背景や目的、事業内容については、ただいま説明したとおりであります。一枚めくっていただきますと、当課による1次評価を一覧で掲載しております。評価は、必要性から熟度まで5つの観点でそれぞれ評価しております。概要を説明してまいります。必要性の観点では、この地区の大部分が小区画となっております。効率性が悪くなっておりますほか、排水不良で畑作物の導入ができないというなどの点を評価いたしまして、必要性の観点は15点中13点としております。

また緊急性の観点では、非常に高齢化が進んでいることや修理等の応急対策が日常化しているということなどを評価しまして、緊急性は10点中8点の評価となっております。

有効性の観点では、枝豆やネギなどの大規模経営の実現により高収益作物の割合が87.9%と高くなっておりますほか、6次産業化についても積極的に取り組む計画となっておりますことから、40点中37点の評価。

効率性については、費用対効果等を勘案しまして10点中10点。

熟度については、同意率が99.1%と高いこと、また、河川協議については年度内に河川管理者からの了解が得られる見込みとなっていることなどを評価しております。熟度は25点中の18点ということで、評価点数の合計は86点となっております。

判定につきましては、一番下に記載がありますが、80点以上でありますので、ランクはIの優先度がかなり高いという評価をさせていただいたところであります。金足西部地区の評価については以上であります。

次に、農一新07のタグの資料をお開きください。こちらは県営かんがい排水事業の蛭野・角間川堰地区であります。

資料をめくりますと、位置図がありまして、その後が計画概要図、その次が現況写真となっておりますが、こちらも農一新07の4ページA3横のカラーの資料でまとめて説明したいと思います。

蛭野・角間川堰でありますけれども、これは浅舞から大仙市の角間川まで続いている水路であります。現在は排水路として活用されておりますけれども、現況の水路断面が小さいために大雨のたびに水が溢れまして、周辺の農地に被害を及ぼしております。左下の方に湛水被害の状況が写真で掲載されておりますけれども、近年では平成17年、23年、24年の豪雨で水が溢れまして被害が発生しており、地元からも早期の改修整備を求められているところでもあります。この水路とつながっております国営かんがい排水事業の横手西部地区の油川幹線排水路というのが地図の下の方に記載されておりますけれども、この油川幹線排水路のうち、雄物川に排水する水路部分の区間が今年度中に完成することから、国営

事業と進度を合わせて来年度着工することで、事業の整備効果を高めようとするものであります。整備の内容は整備計画のところに書いてありますけれども、10年に1回程度発生する降雨を安全に流下できるように水路断面を装工改修するものでありまして、この改修により排水不良が解消され、地区で生産されております大豆やアスパラ、メロン、スイカ等の品質向上が図られるなど、地域農業の活性化も期待できるものと考えております。

事業の概要については以上でありまして、一枚めくっていただきますと、評価調書があります。事業の背景、事業内容等については、ただいまご説明したとおりであります。

もう一枚めくりまして、当課の1次評価を一覧にしたものが載っております。こちらと同じように、必要性以下5つの観点から評価を加えております。

必要性につきましましては、水路の断面不足により被害が生じ、機能低下が出ておりまして、この水路が防火用水や冬期間の消流雪用水としても利用され、多面的機能を有しているということなどを評価しまして、15点中10点としております。

緊急性の観点からは、先ほどご覧いただいたとおり大雨時に湛水して被害が発生しているということで、早急な改修が必要であると考えております。また、国営事業の完了年度に合わせた改修が必要ということで、緊急性は30点中の25点としております。

有効性の観点は、整備による被害防止効果により作物収量の増収が期待できますほか、維持管理費の節減も図られますので、ここは満点の25点という評価にしております。

効率性の観点も費用対効果等勘案しまして、10点中10点。

熟度につきましましては、関係する2つの土地改良区の総代会で事業採択について議決をいただいておりますほか、水利権や道路協議などの必要な協議も終了しており、ここも20点中の20点の評価としておりまして、合計評価点は90点となっております。

一枚おめくりください。評価の内訳についてはこちらのとおりでして、合計90点であります。判定については、先ほどと同様、80点以上ということでランクⅠ、優先度がかなり高いということで評価をしております。

以上が抽出2地区の概要であります。ご審査よろしくお願いいたします。

松淵委員長

ありがとうございました。

ただいま農林水産部所管7件のうち2件についての説明がありましたけれども、この2カ所に限定せず、7件の諮問箇所につきまして何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

私から1点お聞きしますけれども、例えば農一新07の8ページのところで、総費用対総便益費分析の結果の維持管理費節減効果ですが、これ7件ともマイナスになっておりますけれども、作業が楽になって、プラスの効果になると思いますが、これマイナスになるというのはどういう考えなのか教えていただけますでしょうか。

伊藤（農山村振興課長）

維持管理費節減効果ですけれども、事業を実施した場合に営農の継続が可能となって施設を維持管理することが必要になります。事業実施しなかった場合には営農の継続ができなくなって施設の維持管理が不要になるということで、事業を実施した場合と実施しな

った場合の維持管理費の比較によって算定しております。このためほ場整備事業の場合は、全地区で効果はマイナスになっております。

松渕委員長

整備する施設の維持管理費が新たなものとしてかかるのであって、作業が楽になるという事ではないということですね。

伊藤（農山村振興課長）

そうです。

松渕委員長

はい、わかりました。

どうぞ、山本委員。

山本委員

質問1点お願いいたします。今回、ほ場整備事業として計画されているのは、地域的に見ますと全て秋田市及び県南地域となっておりますが、県北地域の計画がゼロなのは、ここにある法人設立、農地集積、経営複合化などの合意形成がされていないということが理由でしょうか。それともほかの理由があるのですか。

伊藤（農山村振興課長）

基本的には、ほ場整備事業は、地元からほ場整備したいという要望をスタートとして、地域振興局の方で地元に入って相談を始めるということになります。その過程で、やはり事業費の負担の問題ですとか、あるいは地元の合意形成をどうやって進めていくか、換地をすれば田んぼの場所も変わるというように、権利関係が関わってまいりますので、しっかり事業として実施出来るという状況になるまで地元の合意が形成されるには、ある程度の時間がかかります。

概ねの合意が形成された段階になれば、今度は調査ということに入りまして、ほ場整備では事業の採択の前に3年ぐらいかけて調査を行っております。

今回、県北地域がその新規採択希望地区として挙がっていないのは、そういう地元の要望と合意形成と調査のタイミングの関係で、平成30年度新規採択希望地区としてはなかったということだと理解しておりまして、昨年度は能代山本地域で新規採択のご審議をお願いしておりますし、来年度以降もまた県北地域で、調査を進めていて採択を目指している地区もございますので、今年はたまたま県北がなかったとご理解いただければと思います。

山本委員

はい。加速化を求められていると言われていますが、この事業が完成するのは何年後くらいになりますか。

佐藤（農林水産部次長）

通常、ほ場整備事業については、大体6年を予定しております。採択されて1年目は事業実施設計を行いまして、規模の大きさにもよりますが、3カ年程度で面工事を実施して、その後、暗渠排水等を行います。事業により区画が大きく変わりますので、換地処分を行い事業完了となります。

松淵委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

井良沢委員

岩手大学の井良沢といいます。事前にお配りされた資料に目を通させていただいて、事業概要をまとめたカラーのA3版の資料が、非常にわかりやすく作成されて大変すばらしいなと思います。農一新07ですが、今年も雄物川周辺で大きな洪水があったと思うのですが、地区内の水路を流下できる断面に整備することで、浸水、洪水被害が軽減され、下流の雄物川への流入量は増えると思いますので、下流河川との協議進捗状況はどうなっているのかと、全地区共通していますが、環境保全への配慮ということで環境検討委員会というのが設置されているのですが、この環境検討委員会では実際どのような内容の検討をしているのか、その点についてお話を伺えればと思います。

伊藤（農山村振興課長）

河川管理者との協議については、ほ場整備の地区が河川に面していたり、河川からの取水、あるいは排水を河川に流すというケースについて、河川管理者と事前に協議し、水利権や構造協議など様々な事例について了解いただいた上で事業を進めるようにしております。

次に、環境検討委員会の件ですが、事業地区ごとに環境検討委員会を設立し、地元自治会や市町村、有識者などで環境に配慮した事業推進のための対応を検討することにしております。具体的には地区内で生き物調査を実施して、貴重な生物がいるかないかということを確認した上で対応を検討しております。例えば、農一新06の神代地区では、生き物調査をした結果、貴重な動植物とされておりますトミヨとかアカヒレタビラが確認されました。こうした生き物は生息域が河川とかため池と思われまますので、この地区では大沼ため池から、ほ場整備区域までの導水区間に環境配慮型の水路を設置するといった工事内容を計画しております。こうした形で各地区ともその貴重な動植物を調査した上で、生息が確認された場合には、その動植物の保護のため、環境に配慮した工事内容とするようにしております。

井良沢委員

ありがとうございます。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

永吉委員

農一新03の4ページの資料で質問させていただきます。地区の現状、それから事業実施後の部分を見ますと、現状は揚水機場とため池から利水している地区と理解しておりますが、確認ですけれども、現状で揚水機場とため池で利水しているその流量の割合が何対何ぐらいになっているのかを、質問をさせていただきたいと思います。

伊藤（農山村振興課長）

用水ですけれども、ご覧のとおり川口揚水機場から水を上げておりますが、土地の傾斜の関係で、水が掛からない部分がありまして、そこにため池2カ所から水を供給しております。大体、揚水機が8割、ため池からが2割程度となっております。

永吉委員

ありがとうございます。そうすると、それを事業実施後に10対0までもっていく形になると思うのですが、ため池掛かりの2割を揚水機場に頼ることによって、それだけ電気料金も掛かり増しになってくるのかなと思うのですが、事業実施後のところに書いてある維持管理費が削減されるというのは、電気代の掛かり増しに対して、ため池の維持管理費の部分で浮いてくるのかなと思うのですが、その辺の詳細な説明をお願いします。

伊藤（農山村振興課長）

維持管理費という面では、ため池を廃止することによって維持管理費が節減されるという部分もあります。また、水路は用排兼用の土水路ですので、通常のコンクリートフリームと比べ、その維持管理や修繕等がより必要になるという面もあります。計画では、用水計画の見直しによってポンプで地区全体に水が掛かるようになり電気料金が今までより多く発生することになりますが、効率的な利用により、先のため池や水路の維持管理費を相対的に比較して、維持管理費の節減が図られると考えております。

佐藤（農林水産部次長）

補足しますが、このため池は非常に昔に作られたため池で、洪水吐を含め、老朽化もしていますし、機能の維持について非常に難儀しているという状況です。このため、今回のほ場整備を契機に、維持管理の面も考え、ポンプに一元化する計画といたしました。なお、水利権の協議も含めて、ため池を廃止してもポンプで用水をまかなえるという判断のもと、統廃合させていただいたということです。

永吉委員

ありがとうございます。ちなみに、この使わなくなったため池は払い下げであるとか他用途に転用したり等、いろいろなパターンがあると思うのですが、今回の2つのため池はこの後どの様な形になるのでしょうか。

伊藤（農山村振興課長）

この2カ所については、堤体部分をV字にカットしまして、水がたまらないようにして廃止をすることにしております。

永吉委員

ありがとうございます。

松淵委員長

この地区はたねっこさんのライスセンターや野菜加工センターを使うということで、それこそ秋田県最大の法人と施設を共有して相乗効果を出していくという非常にいい取り組みで今後のモデルケースになっていくのかと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

藤原委員

2点お願いします。農一新01のところの熟度の点ですが、同意率99.1%と高いのですが、ほかの地区が100%でほかよりも低く見えてしまったのでそこが気になりました。この後10%までもっていける見込みがあるのかが1点と、評価の有効性のところで、若手就農者、就農候補者状況の摘要欄に49歳以下の就農者の数を記載していますが、農一新01が2人、農一新02も2人、農一新03も2人で、この後高くなって農一新04が16人で、農一新05が11人で、農一新06が2人ですが、この人数でこの後大規模化していった園芸メガ団地を進めていくということですが、ほかの会議に出席させていただいた際に、メガ団地の方でも新しい作物を導入しての栽培や、人手不足もあって収量が最初のうちなかなか上がらないというお話も伺いました。

その現状を踏まえて、ほ場整備を何年かかけてやるわけですので、その間にその地区に合った栽培技術と作業者の確保ですね、今そういった移住・定住の事業も県で進めてらっしゃいますので、そういった就業の場の一つとしてメガ団地の方との連携も進めていただければと思いました。

伊藤（農山村振興課長）

金足西部地区の同意率ですけれども、現在、未同意がお二人だけいるという状況であります。当然、現在も事業の効果とか意義、それから地域の将来像も含めてお話をし、事業のメリット等を伝えながら、説明・説得を続けておりますので、年度内の同意に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、49歳以下の就農者の数の違いから、雇用の確保が大丈夫かというご指摘だったと思いますが、確かに既に進めているメガ団地で新しい生産方式を入れた関係でなかなか収量が上がらず、雇用の確保の面から当初の計画を少しスケールダウンして進めている地区があることも事実であります。

ほ場整備事業で、営農計画を確認する上では、こういう作物を導入しますと、どのくらい労働時間が必要になり、その確保をどうやっていくかといった検証もしております。担い手としましては49歳以下で例えば2人とか3人という地区もありますが、担い手の方だ

けで全てをやるといのはまず無理ですので、地域の方とか、地域外からの雇用も含めて、その確保の見込みなども確認しながら事業の方は進めております。

今後も雇用の確保と営農計画の関係にも十分留意しながら事業の方は進めてまいりたいと考えております。

松淵委員長

よろしいでしょうかね。

藤原委員

ありがとうございます。

松淵委員長

2016年度の新規就農者が227人で前年度対比で18人増えて、そのうちUターン就農が150人も占めるという大変いい傾向だと思いますので、ほ場整備事業も就農者の受け皿になっているということだと思います。あと秋田市で言えば、農業ブランド、地方創生の交付金を使って秋田市農業ブランド確立事業というのをやっています、この金足とか、もう一つ四ツ小屋もありましたが、そちらとうまく歩調を合わせながらやると非常に効果が出てくるのではないかなと感じました。

私からもう1点お聞きします。農地中間管理事業ということでも一生懸命マッチングを行っていますが、借受けの希望の経営体が3,000近くあります。農地バンク事業とこのほ場整備とのリンクはどういう体制をとっているのでしょうか。

伊藤（農山村振興課長）

今、県で、園芸メガ団地の整備を強力に進めておりますが、それを進めるに当たっては園芸メガ団地と中間管理事業とほ場整備事業を三位一体のセットで進めるようにしております。今回お諮りしているほ場整備地区につきましても園芸メガ団地でない小規模な地区もありますが、中間管理機構や地元と協議しまして、基本的に中間管理事業のモデル地区として設定した上で機構と連携して担い手への農地の集積を進めているという状況です。

松淵委員長

ほかにございませんでしょうか。

徳重委員

大分前の話に戻るのですが、維持管理費について、お話を伺って思ったのですが、例えば農一新07のところでは維持管理費がマイナスになるのはなぜかという委員長からのご質問の時に、事業を行うことによってその事業で新設した施設の維持管理費がカウントされるというご説明だったと理解したのですが、例えば今の施設は土工の水路ですので、事業でコンクリートに整備されれば、当然維持管理費用とか労力とかは違ってくると思います。現状の施設をそのまま使った場合と、新規事業の維持管理費と比べてどうなっていくのかという比較がされるというように思っていたのですが、両者を比較して事業をした方が維

持管理費用がさらにかかるといような結果なのか、あるいは新たに施設をつくることによつてかかる維持管理費のプラスなのか、便益としては両者を比較しないと難しいような気がするのですが、それを教えていただきたいと思います。

何が言いたいかという、古い施設と比べると、ひよつとすると維持管理費の方は削減になるのかなという感じがあったためです。

佐藤（農林水産部次長）

農林水産部所管の事業については、平成20年から事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合を比較する算定手法に見直しされています。

維持管理費節減効果については、事業を実施した場合は委員がおっしゃるとおり、土水路からコンクリート水路に整備されることで、泥上げ・草刈り等の維持管理に要する費用がマイナスになります。

一方、事業を実施しなかった場合は施設の機能が喪失し、安全管理等に最低限必要な維持管理費だけで済むこととなりますので、施設を新設した場合以上に維持管理費がマイナスになります。

農林水産部所管の事業については、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合の両面から評価する手法であるため、事業をした場合の方がどうしても維持管理費用がプラスになり、維持管理費節減効果としてはマイナスになるという考え方になっています。

徳重委員

ありがとうございました。建設の方はどういうカウントの仕方だったかちょっと忘れてしまいましたが、農林水産部と同じですか。

佐藤（建設部次長）

一般論で言いますと、維持管理は便益でなくて費用の方で計上しており、イニシャルコストとランニングコストのトータルで評価していると認識しております。

徳重委員

そうですね、確かに費用の方で入っていたと思ったので、多分どちらにカウントするかというのは思想の問題だとは思いました。今のお話で、維持管理費を便益として考えた場合どうしてもマイナスになってしまう、しかも、事業をすれば当然お金がかかるという切り口で考えると、今、インフラの維持管理とか建設の方でも農水の方でも進められていると思いますが、トータルで長寿命化だとかそういう施設の事を考えて色々な事業で更新をしていく場合に、どの様に考えていけばいいのか、県の農政として今後、今回の農一新07のようなケースの場合に、新規施設を作ったり、あるいは今あるものをどんなふうに維持管理更新していこうと考えていますか。すいません、ちょっと漠然とした質問ですけども。

佐藤（農林水産部次長）

これからの施設の更新を含めた考え方は、一度整備が終わっている施設をどれだけ長く

活用していくか、まさにストックマネジメントという形の考え方になっていくのかなと思っています。農林水産部の事業としても単純に更新をするというのではなくて、弱いところについては集中的に直すけれども、全面的な更新についてはよく考えて進めていこうと考えています。効果についても、総費用の中で可能な限り、そういう思想を取り入れていこうと思っているところでございます。

徳重委員

すいません、ありがとうございます。

松渕委員長

ちょっと我々も頭を切り替えていかなきゃいけない。
他にございませんでしょうか。

左治木委員

農一新-02についてお伺いします。どれもすばらしい取り組みで、それに関しては本当にいつも感銘を受けて、皆様方のご努力すばらしいなと思っております。資料で農一新-02の4ページのA3版の写真がたくさんついているところの一番右下で、福祉施設との連携というのが目を非常にひきました。市内の障がい者と就労施設と連携して、にんにく栽培をしていくということで、これは多分、障がい者の方から見ましても非常に教育的な取り組みでもあると思いますし、それで雇用の面でも何かいいことがあればいいかなと思って拝見しました。もし過去にもそういう取り組みがございましたら教えてください。

伊藤（農山村振興課長）

この取り組みですけれども、市内のアキタネットという障がい者就労施設と連携して取組を行う計画で、県としても農福連携ということで、農家の方と障がい者就労施設をマッチングして障がい者の方に農業に取り組んでもらおうと進めております。アキタネットでは、これまでもこの地区の外でも取組を行っていますし、今回、新たにこの地区でにんにく1haを栽培するに当たりまして、障がい者の方に働く場を与えるとともに、雇用の確保という面で農家側にもメリットがありますので、そこがうまくマッチするように計画しているということです。

左治木委員

それで今まではどのような結果が出ているのか、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。

伊藤（農山村振興課長）

アキタネットさんの方では、秋田市の大学病院の近くで0.5ha、それから河辺の和田の方で1.2haに取り組んでいると聞いております。

左治木委員

以上です。どうもありがとうございました。

松淵委員長

本日欠席の込山委員から、農一新-01と農一新-02に関するコメントということで、「都市近郊の農業のあり方や、農業に関心がある方、食の安全・安心に関心が高い方に対して効果が期待できる取組を行っている地区の事業と思われれます」というコメントをいただいています。

先ほど言いましたが、秋田市が農業ブランドの確立事業ということで、農家のパーティというネーミングで、いろんなところで農家とコラボレーションしながらパーティをあちこちで展開しようということを考えています。農福連携も一つのそのパターンでしょうし、あと、障がい者の方ができれば立ったまま作業できるようにということで水耕栽培の施設もできていますので、そこら辺も取り入れたらどうかという感じはしております。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

井良沢委員

ちょっと簡単な質問ですが、A3の営農計画に、現況と計画というのがあるって、計画というのはおおよそ何年後ぐらいなのか。事業の方は6年計画ということですが、工事が終わって栽培が軌道に乗るのはもっと時間がかかるとお思いますので、営農計画というのは、6年ではなくてももう少し長い期間かなとおと思いますが、おおよそ何年後ぐらいを目途に考えていますか。

伊藤（農山村振興課長）

整備が完了しまして実際に作物が計画どおり作付された段階でこうなるということですので、例えば整備に6年ぐらいかかるとすれば、その後の営農計画ということになります。

佐藤（農林水産部次長）

先ほど事業完了まで5年から6年というお話をしましたけれども、計画期間に3年を要しているということもありまして、かなり熟度の高い計画にしてございます。計画の段階で実際にJAや市町村といった方々と具体的な営農計画の打ち合わせをしながら、事業開始とともに展開できるような取り組みをしています。

実際に今ほ場整備やっているところも、面工事終わった次の年にはもう暗渠排水、地下かんがいを入れて、すぐに事業効果を発揮できるような形にしてございます。ということで、面工事が3年かかるとすれば大体1年後くらいにはもう暗渠排水、地下かんがいも終わりますので、その段階からこの計画の実現という形で進めていますので、事業完了時には、この目標に到達しなくちゃいけないと思っています。

松淵委員長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

園芸メガ団地が10個できて、そしてサテライト園芸団地も10個できて、一昨年の農業産

出額も前年対比伸びていますが、米がぐっと下がった。今までは米が秋田県の農業産出額の7割を占めていたが、確か一昨年は53%まで下がり、ほかの野菜、果樹、それから花卉等の額が全部伸びていますので、今まではほ場整備してきた効果が、すぐには100%出てこないでしょうから、その積み上げが一昨年のその農業産出額構成に表れてきていると、私は理解しています。今年もそういう成果がどんどんこれから積み上がっていき、その結果、農業産出額構成のバランスが大変いい形になっていくのではないかと期待しているところです。

佐藤（農林水産部次長）

ありがとうございます。今までのほ場整備は、米の生産性を上げるということを主眼に置いていましたけど、これからのほ場整備はむしろ、米依存からの脱却をするためのほ場整備、園芸作物を推進していくためのほ場整備だと考えています。例えば、今年は全県各地で900haくらい面工事をやっていますけれども、ほ場の区画を大きくするだけでなく、園芸作物を推進するための工事だというくらいのPRをしていかなきゃいけないと考えています。ほ場整備事業と、メガ団地と一体的に取り組んだことによって枝豆とか花とか非常にいい進み具合だと思っていますので、先ほど委員長がメガ団地20地区と言いましたけれども、今後もさらに管内ごとに一つ一つ積み上げて合計44地区を目指そうと考えているところでございます。

それは基盤整備なくして成功がないということで、私たち土地改良関係頑張らなくちゃいけないなと思っていますので、応援方どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

松淵委員長

うまくまとめただいてありがとうございます。農山村振興課所管事業7件につきましては概ね意見が出揃ったようなのでここで一旦休憩しまして、休憩後に建設部所管の4件について審議を行いたいと思ひます。再開は10分後ということで、概ね10分後にまたお集まりいただければと思ひます。ありがとうございます。

～～（休 憩）～～

松淵委員長

それでは、再開いたします。

道路課、河川砂防課の順で説明の方をお願いいたします。

石川（参事兼道路課長）

道路課長の石川と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私の方からは、道路課所管事業3件の説明となります。すべて道路の改築事業となり、路線の内訳としては国道2件、県道1件となります。今回は3件の中で最も総事業費が高い、国道107号・由利本荘市大築工区についてご説明をいたします。それでは座って説明いたします。

青のインデックスの建一新-02をご覧ください。1ページに施工地区を赤の引き出し線で

示してございます。国道107号の概要ですが、岩手県大船渡市から北上市、横手市を經由して由利本荘市までを連絡する幹線道路であり、太平洋側と日本海側を結ぶ横軸となっております。また、地域住民の生活圏を支える重要な路線としての役割も担っております。事業箇所は、西側では日本海沿岸東北自動車道の本荘インターチェンジにつながり、東側では横手市につながる路線で、由利地域振興局管内においては国道107号唯一の未整備区間となっております。また、石沢川沿いの急峻な山地の合間を縫う線形になっており、山腹からの落石、雪崩等の危険があることから、現道には既設ロックシェッド、スノーシェッドなどの対策施設が整備されており、非常に急なカーブが連続している状況となっております。

2ページのA3の横長の資料をご覧ください。先ほどの位置図と、方角が逆となり、左側が横手市方向、右側が由利本荘市方向となります。黄色が現道、赤色が計画路線で、赤丸で示しているのが、先ほど説明した急カーブが連続している箇所となります。図面の中央部の石沢川が大きく蛇行している区間ですが、ここは曲線半径の小さなカーブが4つ存在している箇所のため、交通事故が多発する箇所となっております。また、終点側の道路改良済み区間との接続部についても交通事故が多発する箇所となっております。

このような状況を踏まえ、今回の事業概要として、起点側については急カーブ連続区間と急峻な山地、石沢川という地形的な制約を回避するために、山側へトンネル約990mを計画し、終点側については現道拡幅により改良済み区間に接続するという計画にしております。全体延長は2.35km、道路幅員は車道が6.5m、全幅で9.5mの道路となっております。総事業費は54億5,000万円、事業期間は平成30年から平成40年を予定しております。

続きまして、評価の概要についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。1次評価として、各観点からの特記事項と評価点を記載しております。各点数の合計により評価点としておりますが、大築工区の評価点は84点であり、判定はランクⅠとなるため、事業実施箇所として妥当という判断に至っております。その内訳について述べさせていただきます。各観点についてですが、必要性については現道が非常に多くの課題を抱えていること、事故多発区間であることを評価しております。また、緊急性については、秋田県道路整備計画において日沿道の代替路線としての役割を担うこと、広域的な物流、観光地へのアクセスに寄与する路線のネットワークに位置づけられていることを評価しております。有効性については、第2次緊急輸送道路に指定されており、医療施設へのアクセス路線でもあるということを経験しております。効率性については、事業の費用便益比は1.68となっております。熟度については、地元及び各団体の方から多数の整備要望が寄せられていることを評価しております。

説明の方は以上であります。よろしくお願いたします。

小野（河川砂防課長）

河川砂防課長の小野でございます。

河川砂防課該当の新規箇所、1カ所でございますので、その河川砂防事業につきまして説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

建一新-04の1ページ目をお開きください。位置図になります。場所としましては仙北市の田沢湖になりまして、国道341号沿いになります。そこに打野集落という集落がござい

まして、その背後にある沢ということでオバコ沢ということになります。その位置といいますと、平成25年に大きな災害がございました供養佛地区の位置も青丸で示しておりますけれども、そこから4 kmほど鹿角寄りの場所となります。位置的にはそういう位置の沢でございます。

続きまして、A3の2ページ目をお開きください。航空写真、具体的な場所の航空写真にいろいろ表示してございます。まず、実施しなければいけないという判断に至った理由でございますけれども、先ほど言いました平成25年8月の大雨の際に、この地区におきましても写真にございますように土砂流出がございまして、人家に被害があったということではないのですが、市道並びに人家まで到達する土砂流出があったということでございます。なおかつ、7月の大雨の際も小規模な土砂流出があったというふうに聞いてございます。そのことを受けまして、地元から26年度に市を通しまして堰堤整備の要望がございました。それを受けて県で調査を行ったという流れがございまして、その結果として、上流の荒廃状況ということで①②というような写真をつけてございますけれども、上流の方に不安定土砂並びに流木等が非常に多いというような状況が確認をされたところでございます。その結果、土砂流出の範囲として想定されるのがオレンジ色で囲まれた区域になります。この区域につきましては、保全対象としまして人家が16戸となりますし、国道341号も含まれるほか、市道、橋梁等も含まれております。実施する内容でございますけれども、砂防堰堤1基と溪流保全工を250m施工して、流出が想定される土砂を防ぐ計画となっております。総事業費としては2億円ということで、事業期間は平成30年度から34年度までの5年間ということで想定をしております。

次に、評価の調書でございますけれども、3ページ目につきましては今申し上げたような内容で事業の立案に至っております。

4ページ目、1次評価の内容でございますけれども、必要性につきましては、人家が16戸等含まれる、さらに国道341号、避難路、集落の避難路にもなる道路ということもあり、こうしたことから必要性としては30点中27点という評価をしております。緊急性につきましては、今年度も土砂流出があったため、不安定土砂があるということが明確になっておりますので、緊急性はあるということで35点中の35点と評価をしております。有効性につきましては、直接的にハード対策によって土砂流出を防ぐということで10点中8点。効率性につきましては、B/Cの評価として7.5ということで非常に効率がいい判断をしているところでございます。熟度につきましては、先ほども申しましたけれども地元住民から施設の整備の要望書が提出されていることから、10点中10点と評価しております。トータルとして95点ということになりまして、事業の実施は妥当であるという判断をして来年度からの新規事業として行いたいという判断に至っております。

説明としては以上でございます。

松渕委員長

ありがとうございました。

ただいま2件について説明がありましたけれども、建設課所管の4件について全般についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

本日ご欠席の込山委員から建一新-02についての質問が2点あるため、お伝えしたいと

思います。施工の一部が河川周辺の工事となり、環境配慮した工事計画が求められると思われませんが、事業費に考慮されているのでしょうか。また、トンネル施工により旧道となる現道区間において、ロックシェッド等の構造物を撤去する場合、今回の事業費に撤去費も見込まれているのでしょうか。以上、2点の質問があります。

石川（参事兼道路課長）

お答え申し上げます。

1点目の石沢川の環境に配慮した工事計画の件です。今回の設計では、道路改良により直接河川に改変を与える計画や、護岸を施工する計画にはなっておりませんが、施工に際しては、河川環境に与える影響について河川管理者と協議をしながら工事を進めて参りたいと考えております。

2点目のトンネル施工により旧道となる現道区間の取扱いの件です。これについては、地元の由利本荘市の方と事前協議を進めておりまして、基本的には由利本荘市の市道として移管する予定になっております。また、ロックシェッド、スノーシェッドについては移管後の市道の機能としても必要な安全施設となりますので、撤去及びその費用は見込んでおりません。

松淵委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見等ありますでしょうか。

佐藤（建設部次長）

道路課の回答に補足させていただきます。建一新-02の資料の2ページをご覧ください。先ほどのご質問で、環境に配慮した工事計画ということでしたが、その点について補足させていただきます。この資料では計画路線を赤色で示しておりますが、薄い緑色で着色している範囲は、秋田県自然環境保全条例に基づく石沢峡緑地環境保全地域に指定されており、これは全県で4カ所ある緑地環境保全地域の一つとなります。起点側は保全地域と重なりますが、トンネル区間にすることで地上の改変に配慮しております。また終点側は河川の右岸側の現道を活用することにより、左岸側の保全地域に掛からないよう配慮しております。以上のように、計画路線のルート選定において環境に配慮した工事計画となっていることを補足させていただきます。

松淵委員長

事務局の方から込山委員の方にお伝え願えますでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

徳重委員

建一新-01から04まで非常に重要な案件ですので是非お進めいただきたいと思いますが、費用便益比について少しお伺いします。先ほどの建一新-04の方はB/Cが7.5となり、便益に人家・人命が含まれているのでこのような高い値になるものと思われませんが、建一新

-01のB/Cも3.7と非常に高い値となっております。6ページの資料を確認すると、費用便益分析の走行時間短縮の便益が非常に高いという計算結果となっておりますが、全長で約3kmの改良事業で、非常に走行時間短縮効果が高くなる理由はどのような点でしょうか。

石川（参事兼道路課長）

2ページの図面を見ていただきたいと思います。理由の1点目として、バイパス区間による当該区間の走行性向上が挙げられます。具体的には、計画は全体延長で2.93kmありますが、左側の3工区にバイパス区間が715m、また右側の5工区にも集落を避ける形でバイパス区間が600m設けられていることとなります。また現道の車道幅員が5.5mであり、路肩幅員も大変狭隘な状況であり、今回の整備により幅員が拡幅されることも走行性向上に影響を与えております。2点目として、今回の設計速度が当該区間については60km/hを設定しているため、現況に比べて走行性が非常に高まるという効果も挙げられます。

徳重委員

民家の周辺というのは、法定速度30km/h～40km/hだと思われます。そのような区間をバイパスで改良した場合において、B/Cが3を超えるというのは非常に高い値だと思われますが、一般的なB/Cの値はあるのでしょうか。

石川（参事兼道路課長）

B/Cの値は、それぞれの路線の現道状況とその後の改良計画により異なるものとなります。また、算定は道路事業の費用便益分析マニュアルの運用に基づき実施しておりますが、バイパス改良を実施した場合の一般的な値というものが定められておりません。建一新-01の雪沢工区のB/Cが3を越える場合が、一般的に高い値とは判断出来かねますが、今回の専門委員会における道路事業3件の中では高い値となっております。

徳重委員

非常に高い効果がある事業と理解しておきたいと思ひます。ありがとうございます。

松淵委員長

ほかにございませんでしょうか。建一新-01の質問が出たところで、補足で申し上げます。本委員会に合わせるように、8月30日に期成同盟会が開催されたという新聞記事がありました。要望区間が10kmで、小雪沢～籠谷地区ということですが、今回の計画区間はこの10kmに包含されるということでしょうか。

石川（参事兼道路課長）

建一新-01の1ページの位置図をご覧ください。委員長がおっしゃられました小雪沢地区が、図面左側の大館市街地側の赤の引き出し線となり、今回雪沢工区の約2.9km部分です。地元要望はさらに東側も含まれており、小坂町との行政境の付近までとなります。行政境までの全区間ではありませんが、地元要望としては既に改良済みの区間も含め、約10km程度の延長となります。その区間の中でも、特に急カーブや幅員狭小ということで優先順位

の高い、この雪沢工区を先行着手していくという計画で取り組んでいるところです。

松渕委員長

雪沢工区より東側についても、計画を延伸していくという構想はあるのでしょうか。

石川（参事兼道路課長）

雪沢工区の整備にも長期の事業期間が掛かります。あとは予算状況を考慮しながらになりますが、道路課としては継続して事業を実施する区間として位置付けております。

松渕委員長

先ほどの質問の意図ですが、要望区間にある旧雪沢小学校は現在、東光鉄工(株)がドローン制作の拠点として利用し、県外からの研修生を呼び込むことで、ドローンの研修センターにするという構想で事業を進めております。このような事例は、冬期の交通量にも関係してくると思われまますので、是非その期成同盟会の意向を汲み取り、事業の延伸に努めていただきたいという主旨の質問でした。

ほかにございませんでしょうか。

井良沢委員

建一新-04の砂防についてですが、供養佛地区同様の火山性地質ということもあり、非常に規模が大きい崩壊が発生したということで、その火山砂防地域での施工であるため、非常に重要な対策かなと思ひ、お聞きします。費用便益比ですけど、7.5と高い感じもいたしますが、これは当然きちんと何か基準に基づいて算定されたということで、これについては良いと思いますが、中を見ると人的被害とかそういうのは多分カウントされており、これについては、火山砂防計画などとの整合を図って出したものなのか、それとも何か秋田県独自の算定なのかですね、その辺を少し教えていただければ。

小野（河川砂防課長）

この算定基準は国の基準に基づいて算定しており、独自の判断というのは特段してないという内容になってございます。

井良沢委員

はい、わかりました。

それから、すいませんもう一つ、秋田県は供養佛の災害を受けて区域指定を急ピッチに進められたところで、非常に短期間に整備されていると聞きましたが、おそらくこの箇所も指定されているかと思われまます、その区域整備のイエロー、レッドですね、その進捗状況をお聞きします。また、流域調査実施の際には、大量に流木とか土砂、溪岸侵食がかなり多く、おそらくこれは供養佛で災害が起きた時に流出したものと思ひまます、この沢では、大きな崩壊というのはあまりなくて、供養佛では大きな崩壊が発生しましたが、この流域では崩壊調査や侵食調査などは実施されているのでしょうか。

小野（河川砂防課長）

1点目の土砂法の指定の関係からお答えしますと、秋田県としては法改正も受けまして平成31年度までに指定を全部終わることとしております。法的には基礎調査を全部終わるというような方針ですけれども、県としては指定を31年度までに全部終わることに向けて、現在積極的に進めているところであり、今年の8月末現在での指定率は66%となっておりまして、全体7,685カ所に対して66%、5,072カ所につきまして指定を終えたというような状況でございます。平成31年度まで指定を終えるということに向けて計画的に進めております。今年度末の目標としては指定率74%という目標の中で進めているという状況でございます。

井良沢委員

この地区も指定する予定ですか。

小野（河川砂防課長）

この地区につきましては、今現在、基礎調査を実施しておりまして、今年度内もしくは来年度早々の指定になるかと思っているところでございます。

また2点目の流域調査の結果ですけれども、溪床の移動可能土砂量として5,000m³、そのほかに崩壊の可能性のある土砂量として8,200m³ぐらいということで、トータルの土砂量としては約13,000m³程度という結果になっております。

井良沢委員

わかりました。最低限確か1,000m³だと思いましたので、実際かなりの土砂が堆積していることになると思います。ありがとうございました。

松渕委員長

ほかにもございませんでしょうか。

永吉委員

同じく、建一新04についてですが、今回の事業がハードだということで理解しましたが、3ページのところ見てみますと広島県で発生した土砂災害のことを挙げられて、ソフト対策の部分でも触れられております。恐らくこのハードの事業と合わせて県ではソフト対策の方も進めていかれると思われませんが、これはちょっとまだ中身が見えないので、このソフト対策の部分の中身ですね、もしよろしければ教えていただきたいなと思います。

小野（河川砂防課長）

ここで言うソフト対策というのは、先ほどお答えしました土砂法に基づく対策を我々ソフト対策と言っておりまして、中身としては、危険箇所を周知すると、住民の方々に周知して、指定されますと地域の防災計画にも載りますし、ハザードマップもつくられるというような形になりますので、そうしたことをトータルしてソフト対策と、土砂法に基づく対策というご理解をしていただければというふうに思います。

永吉委員

わかりました。どちらかというところ警戒避難に関するソフト対策をやられるということですね。では、例えば適正な土地利用に関するようなソフト対策というのはお考えになられておりますか。例えばこれ以上、人家戸数を増やさないような制限をしていくとか、建物に対する対策を考えていくとか。

小野（河川砂防課長）

それも土砂災害防止法の中でレッド指定というところがございます。レッド区域に指定されますと建築の制限がかかります。建物を建てるためには対策をした上でないと許可が下りないため、こういった指定を進めることで危険の回避などにつながっていくものと思っております。

永吉委員

ありがとうございます。

松淵委員長

ほかにご覧いただけますでしょうか。流域面積が供養佛の地区の3倍だということになれば、すぐにとりかかって欲しいと感じております。

他にございませんか。

藤原委員

それでは、道路の件で少し感想を述べたいと思います。今回ご提案いただいている地区は全部積雪の多い地域で、どの道路も観光や生活道路として必要な道路だということは理解しております。そして、その評価の点数で比較すると、建一新-01が83点、建一新-02が84点、建一新-03が若干下回り80点となった際に、02と03はどちらも由利本荘市に接続される道路となっております。秋田県の人口が100万人を割り込み、道路を通行する人や車両も減少していきます。このような中で、道路だけが立派に整備されるという状況は果たして望ましいのかと考えた時に、今後の新しい道路事業において、事業評価基準の再検討が必要かと思われまます。以上です。

松淵委員長

回答ありますでしょうか。緊急性の優先順位で評価するなどの方法が妥当でしょうか。

石川（参事兼道路課長）

評価基準については、今回ご説明したような評価を積み重ね、委員の方からの専門的な見地からもご意見をいただきながら、改善すべきところは改善していきたいと思っております。ただし、先ほどの由利本荘市に接続される道路だから点数が低いであるとか、接続される市町村が点数に影響を与えるということはありません。一番には計画交通量が大きく影響を与えることとなります。しかし、一概に交通量のみで判断するという事もあります。建一新-03の十分一工区ですと1,700台の交通量となり、今回の3件の中では最も交通量が

低くなりますが、大型車の交通量が非常に大きいことや、現道の線形や幅員など考慮して費用便益比を算定しています。他の2件と比較すると少し低めではありますがB/C1.17となり、新規事業として行いたいという判断に至っております。

松淵委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

一色委員

7月と8月の豪雨における私の感想ですけれども、堤防が整備されている区間の中でも所々、堤防が途切れている箇所から水が溢れ、災害が発生しているように感じました。河川の工事というものはたくさんあると思いますけれども、どこまでやると完璧だとか、どこまでやると完成だとかという基準についてはわかりませんが、昭和のはじめ頃から始まっていた工事が今も続いており、そのおかげで、今も甚大な被害が起きていないという事例もあると聞きます。是非とも工事を着実に進めていただければ、人的被害は、この先も確実になくなっていくのではないかなと感じましたので、公共事業の実施については、これからも頑張っていっていただきたいなと思いました。よろしくお祈りします。

佐藤（建設部次長）

今の言葉は我々への励ましと叱咤激励の言葉と受け止めて、しっかり頑張らせていただきたいと思います。災害というのは堤防が整備されていないような弱いところを突いてきますので、そういった箇所では被害が発生するのは当然かと思えます。とかく河川事業については、着手してから非常に長い時間を要するため、県としても今回の災害を受けまして、これまでのような事業の進め方だけでなく、より加速できる方法はないかということについても、河川砂防課長を中心にしながら、建設部としても一生懸命考えておりますので、今のお言葉をしっかり受け止めながら、取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

松淵委員長

雄物川の改修については、着手してから今年で100周年になりますが、そもそもの事業着手が新屋の放水路工事であり、これに22年の歳月がかかっております。また、現在、大曲の花火会場となっている箇所については、かなり湾曲していた河道を直線化するのに16年の年月を要しております。大変な年数だと思います。今回の洪水における刈和野地区での被害写真をいくつか拝見しましたが、浸水した水面から堤防が少し頭を出している箇所が何カ所もありました。河川国道事務所の説明では、そこがまさに今、築堤を進めている箇所だという説明を受けました。これまでの想定を超える雨が頻発に発生している中、河川改修には多額の費用と長い年月がかかることを踏まえながら、引き続き、事業の推進に取り組んでいただきたいと、激励を重ねてお願いしたいと思えます。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

永吉委員

建一新-02と03について、道路の線形を変えて交通事故等を防いでいくということで、大変意義の有る事業だと考えております。しかし、今後秋田県の人口減少が進んでいく中で、トンネルや橋梁等の構造物を伴う道路整備については維持費の増加が懸念されます。このような状況を踏まえ、今後の秋田県の道路整備方針についてどのようにお考えでしょうか。

石川（参事兼道路課長）

建設部の予算の中でも、新たな道路を整備する改築費に比べ、既存の道路に対する維持管理費の方が既に上回っている状況となっております。既存の道路や構造物については、長寿命化計画や耐震補強という方針で強く長く賢く使うという取り組みを実施しております。また新規の構造物については、将来の維持管理費を低く抑える構造や設計に取り組んでおりますが、今後も予算配分等について検討の必要性があると考えております。

松淵委員長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

社会基盤は「安全」というのが前提だと思います。ですからこういったバイパス整備によって、この地区がはらんでいる危険性が少しでも低減され、安全性が確保出来ればと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは意見が出揃ったということで、委員会としての意見を集約したいと思っております。

本日出ました、各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくものとしまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

松淵委員長

ありがとうございます。それでは、県の対応方針を「可」とするものと決定いたします。

以上で審議を終わります。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局の方へお返しします。

司会

長時間にわたる審議、どうもありがとうございました。それでは、次第に基づき、6の「その他」に移ります。委員の皆様の方から何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

司会

事務局から次回開催予定について説明させていただきます。

昨年度は第2回委員会を11月11日に開催しており、今年度も同様の時期に開催した

いと考えております。そのため、10月下旬から11月中旬までの期間で設定した日程確認用の用紙をお配りしておりますので、各々の日付の午前と午後、それぞれの出席可否について、後日、FAXまたは電話でご連絡くださるようお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、ご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。